

毎月の利用料一覧

		社会福祉法人 康和会				(単位: 円)
	対象収入による階層区分 (年間収入)	月額納付額				年間納付額
		サービスの提供 に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計	
1	1,500,000以下	10,000	48,764	6,400	65,164	781,968
2	1,500,001～1,600,000	13,000	48,764	6,400	68,164	817,968
3	1,600,001～1,700,000	16,000	48,764	6,400	71,164	853,968
4	1,700,001～1,800,000	19,000	48,764	6,400	74,164	889,968
5	1,800,001～1,900,000	22,000	48,764	6,400	77,164	925,968
6	1,900,001～2,000,000	25,000	48,764	6,400	80,164	961,968
7	2,000,001～2,100,000	30,000	48,764	6,400	85,164	1,021,968
8	2,100,001～2,200,000	35,000	48,764	6,400	90,164	1,081,968
9	2,200,001～2,300,000	35,500	48,764	6,400	90,664	1,087,968
10	2,300,001～2,400,000	35,500	48,764	6,400	90,664	1,087,968
11	2,400,001～2,500,000	35,500	48,764	6,400	90,664	1,087,968
12	2,500,001以上	35,500	48,764	6,400	90,664	1,087,968

令和7年 4月 1日現在

※ この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

※ 入居時に預り金が必要です。

一人部屋 300,000円

二人部屋 500,000円

- ① 電気、ガス、水道、その他の日常生活費、電話等の使用料は自己負担です。また、利用されたサービス費用は、自己負担となります。
- ② 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入に必要経費を合算し、合計額の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する時には、夫婦それぞれサービスの提供に要する費用納付額は、一覧表の額より30%減額した金額7,000円となります。
- ③ 上記料金は国の基準に基づいたものです。改正若しくは変更が生じた場合は利用料が変わります。その際には改めてご案内します。
- ④ 生活費冬期加算として、11月～3月に限り2,150円を頂きます。